



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

**告示**

○都市計画の変更による送付図書の縦覧(二五九、二六〇・都市計画課)……………1

**公告**

○市営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利地方振興局農林部)……………1

**公安委員会告示**

○警備員指導教育責任者講習会の実施(六四)……………1

## 告 示

**秋田県告示第二百五十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

- 一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城
- 秋田都市計画公園(一・二・二〇三三八号御所野第5街区公園)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第二百六十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、

次のとおり公告する。

平成十九年五月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書 秋田都市計画高度利用地区(駅前地区)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、由利本荘市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月一日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(荻子上郷地区基盤整備促進事業)計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年五月二日から同月三十一日まで
- 三 縦覧場所 由利本荘市島海総合支所

## 公安委員会告示

**秋田県公安委員会告示第64号**

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年5月1日

- 秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道
- 1 講習実施期間及び場所
- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- ア 実施期間 平成19年6月11日(月) から同月14日(木) までの4日間

- イ 実施場所 秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- (2) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- ア 実施期間 平成19年6月20日(水) から同月22日(金) までの3日間
- イ 実施場所 秋田市御所野下堤5丁目1番1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリテ

- 2 受講定員 30人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)
- 3 受講資格者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者
- 4 受講申込手続
- (1) 受付期間
- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 平成19年5月14日(月) から同月18日(金) までの午前9時から午後5時までの間
- イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 平成19年5月21日(月) から同月25日(金) までの午前9時から午後5時までの間

- (2) 受付場所 県内の各警察署
- (3) 提出書類
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
- イ 旧資格者証の写し
- ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
- 5 講習手数料
- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務 23,000円
- (2) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務 14,000円

- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 6 その他
- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
- (2) 講習には、筆記用具を持参すること。

- (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111 内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄

